（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 ［イ～ハ　略］ ニ　法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ［ホ～ト　略］ ［二～四　略］ （信用金庫の付随業務） **第五十条**　［略］ ［2～6　略］ 7　法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［略］ ロ　国際協力排出削減量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る国際協力排出削減量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［略］ ［8～13　略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　法第五十三条第六項又は法第五十四条第五項の規定により行う算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 ［ホ～ト　同上］ ［二～四　同上］ （信用金庫の付随業務） **第五十条**　［同上］ ［2～6　同上］ 7　［同上］ 一　［同上］ 二　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。） イ　［同上］ ロ　算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの 三　［同上］ ［8～13　同上］

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十一条の二　法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、国際協力排出削減量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（国際協力排出削減量の取得等）

第五十三条の二　［略］

（特定取引勘定）

第百七条　［略］

2　前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う市場デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引のうち有価証券関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの並びに次に掲げる取引をいう。

［一～十五　略］

十六　法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る国際協力排出削減量の取得又は譲渡

十七　［略］

［3～5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部改正）

第三条　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） **第一条の三**　［略］ ［2～7　略］	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） **第一条の三**　［同上］ ［2～7　同上］

（算定割当量の取得等）

第五十一条の二　法第五十三条第六項第七号に規定する内閣府令で定めるものは、算定割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務とする。

（算定割当量の取得等）

第五十三条の二　［同上］

（特定取引勘定）

第百七条　［同上］

2　［同上］

［一～十五　同上］

十六　法第五十四条第五項第七号に掲げる業務に係る算定割当量の取得又は譲渡

十七　［同上］

［3～5　同上］